

# 関東米粉食品メールマガジン

第84号 22.3.31 【毎月2回発行】

関東米粉食品メールマガジンは、会員の皆様から寄せられた様々な情報を基に、米粉食品の普及促進のために情報発信しています。

## 目次

- <1> 「米粉」試食・展示品を募集！ 農林水産省「消費者の部屋」特別展示(5月10日～14日)
- <2> 取組事例
- <3> 米トレーサビリティ制度が始まります<制度の概要>
- <4> “米粉”イベント情報&案内
- <5> 事務局からお知らせ

\*\*\*\*\*

## < 1 > 「米粉」試食・展示品を募集！ 農林水産省「消費者の部屋」特別展示(5月10日～14日)

### 農林水産省「消費者の部屋」米粉関連商品展示 に関するご協力をお願い

農林水産省では昨年同様、平成22年5月10日～14日に消費者の部屋にて**米粉の特別展示**を開催する予定です。  
米粉普及の更なる弾みをつける機会になればと存じます。  
つきましては、以下の商品・食品を提供していただける企業・団体を募集致します（申込用紙は別紙参照）。



#### 試食品

対象：パン、麺、ケーキ、菓子（ワッフル、クレープ、クッキー、ドーナツ、ホットケーキ、アイス等）  
数量：100食程度  
期間：5日間のうち1日（時間は11:30～13:00）  
備考：説明・配布される方の1名以上の派遣が必要です

#### パネル ポスター パンフレット

対象：自社製品の説明（「米粉の機能性」を謳えるとなお良い）

【パネル】	（大きさ：A1、A2、B1、B2 数量：1～3枚程度 期間：5日間	【パンフレット】	（大きさ：不問 数量：100枚程度 期間：5日間
-------	---	----------	--------------------------------

#### 展示品

対象：自社の製品（家庭用米粉、ホームベーカリー、パン、ケーキ、麺類、菓子類等）  
数量：1～3  
期間：最大5日間（5日間のうち、数日間のみでも結構です）  
備考：完全包装されているもの、生ものは除く

**試食品や展示品その他を提供（又は貸与）いただける企業・団体等を募集いたします。**

申込方法；巻末の**別紙**申込書に必要事項を記入の上、FAX( 03-3508-2467 )にて送付  
締め切り；4月5日(月)まで

・「数量」はあくまで目安ですので、少ない場合、多い場合はご相談下さい。  
・ご出展企業及び団体数が多数の場合、  
展示日数などを調整させて頂く場合がございますが、ご了承のほど宜しくお願いいたします。  
・パネル・ポスター、展示品に関しましては、イベント終了後返送致します。  
・お借りするものについては細心の注意を払いますが、  
商品の完全性を保証するものではありませんので、ご了承下さい。

**皆様のご協力をお待ちしています!!!**

連絡・問い合わせ先 農林水産省 総合食料局 計画課 担当:企画第1班 渡辺  
TEL:03-3591-7889 FAX:03-3508-2467

<参考> 昨年(平成 22 年5月 25 ~ 29 日)の展示レポート

<http://www.maff.go.jp/j/heya/tenzi/0905/25.html>

[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/komeko/k\\_recipe/pdf/report.pdf](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/komeko/k_recipe/pdf/report.pdf)

\*\*\*\*\*

**< 2 > 取 組 事 例**

**米粉入りうどんを提供！ <東京都/埼玉県>**



もり(せいろ)うどん 280円

(かけうどんもあります 280円~)

かき揚げ天  
どん 380円



野川麵業(株)(とうきょう米粉ネットワーク会員)では、同社直営店の農林水産省内「藪伊豆」で提供している「うどん」の原材料を全て国産に置き換えるため、昨年秋頃から試作を重ね、米粉20%ブレンドのうどんを開発し提供を始めました。

米粉をブレンドすることで、従来のうどん以上の味や食感となり、お客様からは大変好評をいただいているとのことです。

同社では、直営店のうどんを米粉入りうどんに順次切り替え、現在、4店舗で提供しています。

このうち、一般の方が入店可能な3店舗を下記に記載していますので、是非一度ご賞味いただければと思います。



「みとう庵」さいたま新都心合同庁舎

【店舗のご案内】

・「藪伊豆」農林水産省 北別館1階食堂

千代田区霞が関 1-2-1 (TEL 03-3502-0903)

・「根津そばみとう庵」東京流通センター物流ビルB棟1階

大田区平和島 6-1-1-B (TEL 03-5493-3030)

・「みとう庵」さいたま新都心合同庁舎1号館入り口向かい

さいたま市中央区新都心 1-1

(TEL 048-601-3141)

**3月24日、ジャスコ羽生店で、米粉のマドレーヌを試食提供 < 埼玉県 >**

3月24日(水)、埼玉県加須農林振興センター、埼玉県加須保健所及びJAほくさい(埼玉県米粉利用食品推進連絡会会員)は、ジャスコ羽生店(羽生市)で、「米粉のおいしさを知って、バランスの良い食生活を！」として、買い物に来られた主婦やお子さん連れの方約800人に米粉のマドレーヌを試食提供するほか、アンケート協力者には抽選で米粉をプレゼントしました。



来場者からは、「最近、米粉って話題になってますよね」などの声も多く聞かれました。

米粉のPRのほか、1日に必要な野菜の摂取量の展示や食事バランスガイドの紹介など盛況でした。



\*\*\*\*\*

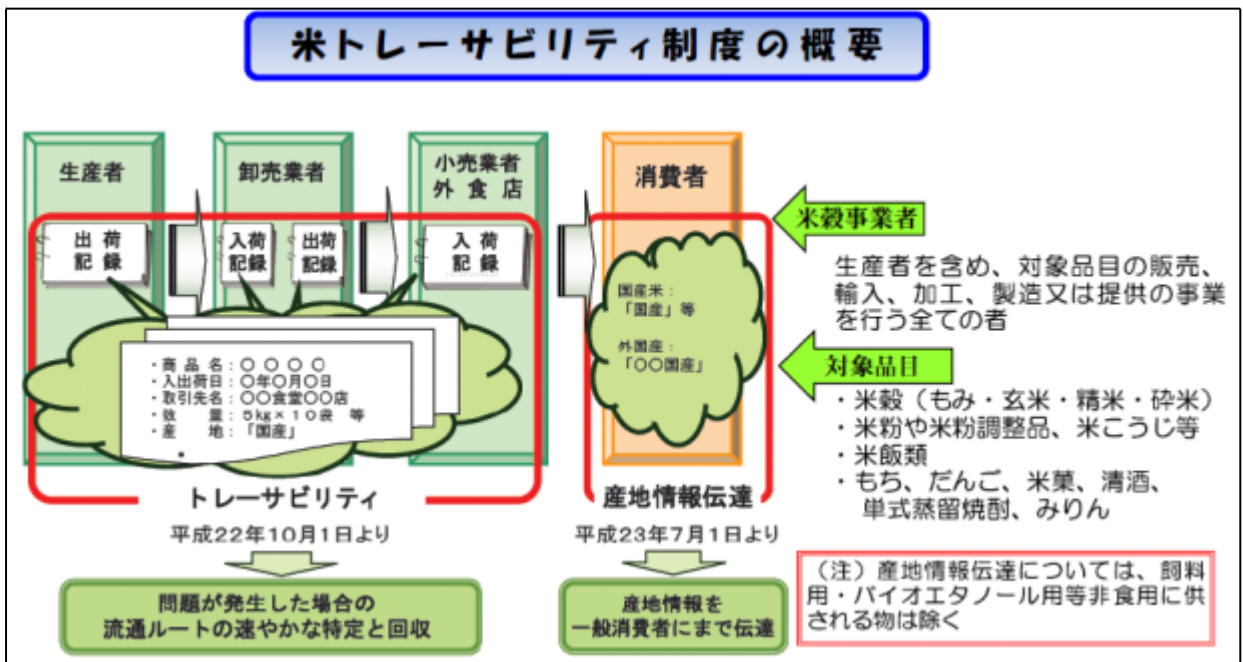
**< 3 > 米トレーサビリティ制度が始まります < 制度の概要 >**

【正式名称:米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律】

平成21年4月24日に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」が公布されました。この法律では、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る**情報の記録及び産地情報の伝達**が義務付けられています。

ここでは、**米粉食品取扱業者に該当すると思われる部分**についてお知らせします。

\*\*\*\*\*



米トレーサビリティ法の施行日について  
取引等の記録の作成、保存については、**平成22年10月1日**に  
産地情報の伝達については、**平成23年7月1日**に施行されます。

米トレーサビリティ法でいう「米穀等」とは

米穀(もみ、玄米、精米、砕米)のほか、**米粉、米穀をひき割りしたもの**、  
ミール、**米粉調製品(もち粉調整品を含む)**、米菓生地、米こうじ等があります。

(上記以外には、米飯類(各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの等)、

もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん)が対象。)

## 米トレーサビリティ法の対象の「米穀事業者」とは

「米穀事業者」とは、「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」で、生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、**米穀等を取扱う幅広い事業者が対象**となります。

「事業を行う者」かどうかについては、「販売、輸入、加工、製造又は提供」を反復継続的に行っているかどうかによって判断されるものであり、当該行為を1日程度行っていたとしても、「事業を行う者」には含まれません。ただし、連続して行わなくても年間を通じて当該行為を行うような場合には、「事業を行う者」に含まれます。

## 取引等の記録の作成について

米穀等を他の米穀事業者に譲渡した場合又は譲受けた場合(販売の委託、受託を含む)に記録の作成が必要になります。

具体的には、所有権の移転を伴うような取引のほか、生産者が集荷業者に販売を委託した場合等に必要となります(同様に、それぞれ入荷した店舗、受託した側も含まれます)。

## 取引等の記録の必要項目について

名称(取引において通常用いている名称を記載。)

産地(国産・タイ産など。)

数量(取引において通常用いている単位で記載。)

年月日(搬入又は搬出した日、受発注をした日等取引をした年月日でも可。)

取引の相手方の氏名、又は名称

譲受けに伴って搬入を行った場合には、搬入をした場所又譲渡しに伴って搬出を行った場合には、搬出をした場所

用途限定されている米穀については、その用途<sup>(注)</sup>について記録する必要があります。

取引等の記録の例		納品書(控)		
実際の取引において取り交わされる伝票類であっても、「品名・産地・数量・年月日・取引名・搬出入した場所」(用途限定米穀はその用途)が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の義務を果たしたことになります。		お客様コード: 99999 納品日: ○○年○月○日		
		〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 納品日: △△年○月○日		
		(株)○○○ 様 出荷元:		
		毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。		
商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	△△△△ △△産米(10kg)	5	×××	××××
2				
3				
		計	5	×××
		消費税等		×××
		合計		××××
△△△株式会社 (密着)○○○				
〒231-0003 横浜市中区○○○				
TEL: 999-999-999 Fax: 888-888-888				

**(注)** 用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けられています(平成22年4月1日施行)。

## 記録の保存期間について

米穀等を他の米穀事業者との間で譲渡し、譲受け(販売の委託、受託を含む)、あるいは搬出、搬入等を行った際の記録は、原則3年間の保存が必要です。

## 産地情報の伝達の方法について

米穀事業者間の産地情報の伝達方法については、商品の容器・包装への記載のほか、取引等の際に交わす伝票等(納品書、送り状、規格書等)への記載が定められています。

## 産地情報の記載方法について

産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載することと

します。ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でもかまいません。

産地が2以上ある場合には、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することとし、産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができます。この場合、国産の原材料を外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントすることとし、3カ国以上のものを混合した場合には「その他」と記載できます。

### 米トレーサビリティ法に違反した場合について

取引等の際に、記録を作成しなかったり、虚偽の記録を作成した場合、定められた期間保存しなかった場合、他の米穀事業者に対して産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をした場合、正当な理由なく報告徴収命令や立入検査を忌避した場合等には、50万円以下の罰金が科されます。

## 【まとめ・簡単に整理】

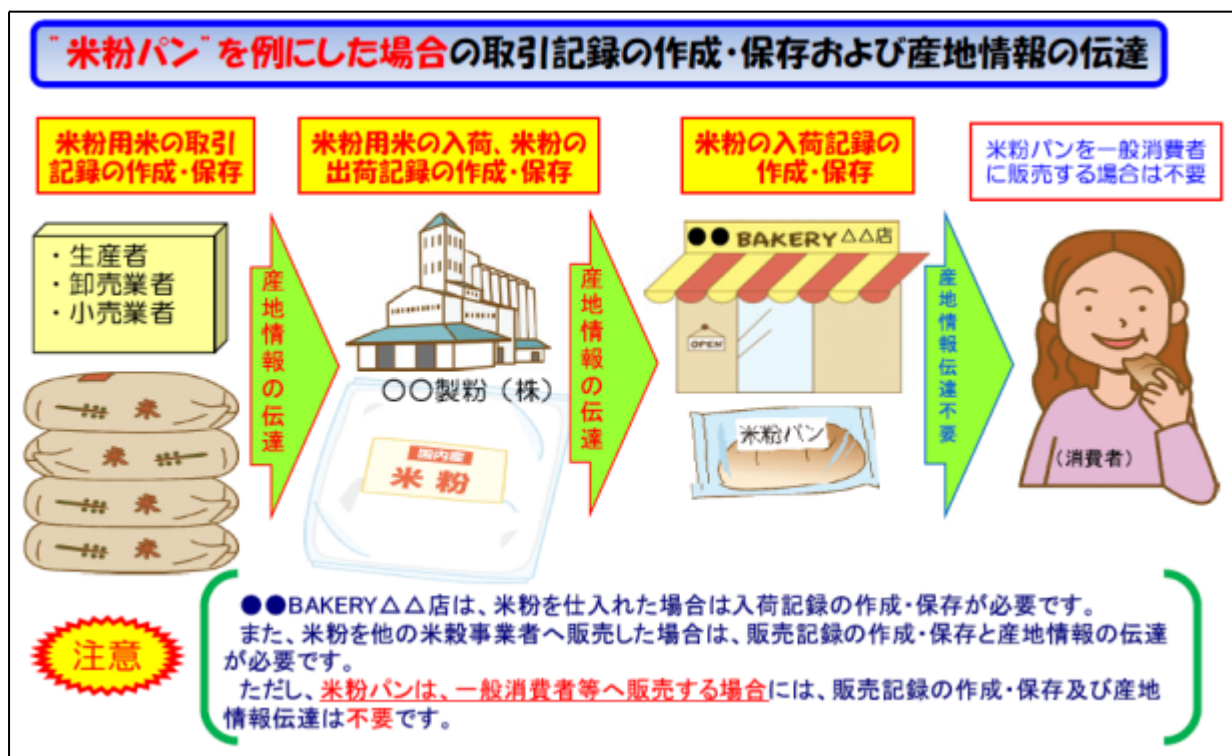
製粉業者が、生産者や卸売業者等から、玄米や精米を仕入れた場合は、

**入荷記録の保存が必要**となります。

製粉業者が、製パン業者へ米粉を販売した場合は、**出荷記録の保存、産地情報の伝達が必要**となります。

製パン業者が、米粉を仕入れた場合は、**入荷記録の保存が必要**となります。

“例として「製パン業者」としましたが、「製麺業者」や「菓子製造業者」などの  
全ての米粉取り扱い業者と読み替えてください”



米トレーサビリティ法については、農林水産省HPで情報提供しております。

また、質問、相談につきましては、最寄の地方農政局、地方農政事務所 食糧部計画課までお問い合わせください。

<農林水産省HP> URL : [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

\*\*\*\*\*

#### < 4 > “米粉”イベント情報&案内

##### 4月28日;「平成22年度女性学級 米粉料理教室」の開催(埼玉県)

主催:入間市金子公民館  
協力:関東農政局、JAいるま野  
日時:4月28日(木) 10時00分~13時00分  
場所:金子公民館 料理室(入間市大字寺竹)  
定員:地域に在住する女性・先着16名  
参加費:600円

J A埼玉県生活指導員連絡協議会(埼玉県米粉利用食品推進連絡会会員)協力の下、JAいるま野(生活福祉課)から実習講師を迎え、家庭での米粉利用に関する知識の醸成を目指します。また、米粉利用の効果やその魅力について意見交換を通じ学習を深めます。  
料理メニュー:焼きりんごケーキ、ラップス、鶏のから揚げ  
問い合わせ先 金子公民館(入間市) TEL:04-2936-1171 担当:島崎

\*\*\*\*\*

#### < 5 > 事務局からお知らせ

米粉食品に関する情報は・・・

<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/komekojouhou/index.html>

関東米粉食品普及推進協議会員を募集!「各都県協議会事務局まで」

<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/syouhi/sin-komeko/kyougikai/index.html>

FOOD ACTION NIPPON「米粉倶楽部」公式サイト

<http://www.syokuryo.jp/komeko/index.html>

米消費拡大運動の展開!「めざましごはんキャンペーン」に関する情報は・・・

<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/kakou/mezamasihou.html>

新生活開始時期の「めざましごはんキャンペーン」(平成22年1月~3月)展開中!

米消費拡大「地域の食材を活かした、レシピ集(おにぎり&丼)」を作成しました!

<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/okomegohan.html>

「おにぎりで朝ごはん!」

「楽しく味わう!「おうちでごはん」」

関東各地域の食材を活かした、特徴ある“おにぎり”や“丼”のレシピを紹介  
皆様からの米粉料理レシピを募集しています。(農林水産省HPへ)

[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/komeko/k\\_recipe/itiran/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/komeko/k_recipe/itiran/index.html)

皆様のご意見・ご質問、ご要望をお待ちしています!!

FAX 048-601-0549

「関東米粉食品普及推進協議会事務局」



**関東米粉食品普及推進協議会事務局** (関東農政局食糧部消費流通課内 TEL: 048-740-0109)

\*メルマガバックナンバー <http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/syouhi/sin-komeko/merumaga/index.html>

